

総務文教常任委員会記録

平成28年9月28日

【開催日】 平成28年9月28日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時28分～午後4時44分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	三浦 英統		
-----	-------	--	--

【執行部出席者】

教育長	江澤 正思	教育部長	尾山 邦彦
教育総務課長	古谷 昌章	教育総務課主査	森重 豊浩
教育総務課学校 施設係長	池田 哲也		
社会教育課長	和西 禎行	社会教育課課長補 佐兼青少年係長	臼井 謙治

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	主査兼議事係長	田尾 忠久
------	------	---------	-------

【審査内容】

埴生地区公共施設建設委員会の報告事項

午後3時28分開会

河野朋子委員長 それではただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。今日は、所管事務調査ということで、埴生地区の公共施設の建設について、本日その建設委員会が9月の21日に開かれた、そのことを報告いただくということで来ていただきまして、ありがとうございます。それでは説明のほうをお願いしてよ

ろしいですか。はい、よろしくお願いいいたします。

古谷教育総務課長 よろしくお願いいいたします。9月21日に開催されました、第3回埴生地区公共施設建設委員会の概要について御説明いたします。お配りしております資料は、第3回埴生地区公共施設建設委員会で使用しました資料。これが1ページから4ページでございます。それと設計事務所が説明する際プロジェクターを使用して投影したものをペーパーにしたものです。これが5ページから6ページでございます。委員会の議事は資料1ページから4ページを基に進められております。お手元の資料1ページの次第に基づき説明をさせていただきます。次第1の委員長挨拶の後、2報告として、(1)配置ゾーニングの決定についてが、報告されました。配置ゾーニングについては、実質的に初回である前回8月25日の建設委員会で議論を活発化するため設計事務所が新たに提案したB案、C案を加えた3案で議論を行いました、前回8月25日建設委員会ではA案、B案、C案それぞれいいところがあり、委員さんから様々な意見をいただき、次の建設委員会までに結論を出すこととなりました。設計事務所から新たに提案されたB案、C案の実現可能性について、事務局で関係機関、県及び税務署でございますが、関係機関に問合せをするなど、検討した結果、B案、C案では買収される土地所有者に、現段階で所得税控除を確約することが困難であることが判明したので、A案を配置ゾーニングとして決定したことを9月21日の建設委員会で報告しました。3議事については(1)グラウンドレイアウトの方針について、(2)学校施設の設計条件整理について、(3)複合施設の設計条件整理について、(4)その他について議論を行いました。(1)グラウンドレイアウトの方針についてですが、これはお手元資料2ページに基づき議論しました。当初計画案以外に、設計事務所から提案された3案について設計事務所が説明を行い、その後の質疑で、委員さんからの質問、意見、要望等がありました。主なものとしては、メイングラウンド、サブグラウンドの配置に対する質問、要望として、委員さんから中学生と小学生のトラックは重ならないようにしてほしい、中学生が使用

するトラックは、200メートルは必要であり、150メートルトラックではコーナーがきつくなり、思い切り走れない、転倒の危険性があるなどの意見が出ました。設計事務所からは、児童用のグラウンドは150メートルトラックが入るくらいを目安に、周囲へ遊具を配置するようになるとの説明がありました。続きまして（2）学校施設の設計条件の整理については、これはお手元資料の3ページに基づき議論しました。設計事務所の説明の後、質疑が行われました。質疑では、委員さんからトイレについての質問があり、設計事務所は、児童棟については、休み時間に待つことなしにトイレを済ませるのに必要な数をそろえる。トイレの洋式化や、車椅子対応のトイレを各階1か所はそろえるなどの回答がありました。また、生徒棟のトイレは衛生的とは言えないので、最優先でトイレを考えたいとの説明がありました。委員さんから特別支援学級が2階、3階に分かれているが、意図はあるのかの質問に対し、設計事務所から同じクラスの子と同じ階に配置したほうがよいと考えるとの回答でした。学校は、1階への特別支援の設置を望み、校務センター、これは職員室でございますが、校務センターから離れないほうがよい。あるいは多目的に使える部屋が欲しいなどの要望もありました。障害者への対応についての質問に対し、設計事務所の回答は「エレベーターでの対応を考えているが、自家発電対応までは考えていない。基本的に災害発生時にはエレベーターは使用しない」でした。委員長が、学校図書室の地域開放についての意見を求めましたが、委員さんからは収蔵する本の種類による、また、少ないと利用しにくいという意見がありました。次に（3）複合施設の設計条件整理についての議論では、お手元資料4ページですが、前回、8月25日の会議での意見を平面図に書き込んだものを基に議論しました。委員さんから、文化祭で使用する場合の展示スペースについての意見が出されました。具体的には、現埴生公民館での展示スペースは最低限必要であること、廊下の壁に展示するためのレールが必要であるなどです。また、多目的室についての意見も出され、現在の利用状況などから、多目的室をパーテーションで2部屋に分けるのではなく、パーテーションを2か所設け多目的室が3部屋に分けられ

ば利用しやすくなるなどの意見が出ました。続きまして（４）その他では駐車場について議論しました。駐車場の台数については、これまで80台から100台程度が必要とされてきました。委員さんからの意見は、現在埴生公民館の駐車場が狭いので、利用者が調整をして車を利用せず、自転車や徒歩で来られる人もいるので、広いほど利用者にとっては利便性がよくなる。また、駐車場の台数よりも位置を検討してほしい、児童棟の前には駐車場を造ってほしくない、児童棟の前まで駐車場では授業に身が入らないなどの意見が出ました。以上が9月21日の建設委員会議事の概要報告でございます。

河野朋子委員長 以上でいいですか。説明は。冒頭ですね、前回の委員会での説明では、A、B、C案として出されまして、この中でもB案、C案については、議会の審査の中では、そういった案は示されてなかったもので、少し意外な感じがして、その経緯について、いろいろお聞きしたところでした。教育長もプロにお願いしたら、こういうすばらしい案も出てきたんだというようなことで、よりいいものをというような説明も受けたところですが、そうは言っても少し進め方についての疑問が委員から少し出たところでしたが、その段階でA、B、C案で、今度また開かれる建設委員会に持っていかれるというふうに思ってたんですけど、今の説明によりますと、もうB案、C案は、もう可能性がなくなったというような今の説明ですが、その辺りもうちょっと詳しくお聞きしたいと思いますけどいいですかね。委員の皆さんも、それで。ちょっとその辺りのところを会議の中身というよりは、そもそもA案になった理由ですよね。なぜA案になったのか、いいですかね。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 社会教育課の臼井です。設計事務所からは、建築基準法に適合する形で、A、B、Cと提案がございました。建築基準法以外の、例えば土地収用法であるとか、租税特別措置法あるいは農地法、また地方自治法ですね。そうした観点からアプローチをして、実現の可能性があるかないかを建設委員会に戻していかなきゃいけないと。特に民地を買い上げまして、そこに施設を建てるということでございますので、土地収用法と租税特別措置法の観点からですね、関係機関と協議を行ってます。B、C案というのは、

新たに買う土地を全て駐車場とするということでございまして、その中身は、学校関係と複合施設関係者が同時に利用する駐車場であると。当初はですね、県に2度ほど協議に参っておりますけども、土地収用法における事業認定申請を起こせない形のほうがいいんじゃないかという話もちょっといただいたんです。それはどういうことかと言いますと、租税特別措置法上、学校施設については、いわゆる特掲事業として、事業認定申請を起こさなくても適用されるといった事業でございまして、一方で公民館であったり、児童クラブ室といわれるものは、事業認定申請を経ないと、所得税の特別控除を得られないといった事業でございまして、これが種類が分かれております。で、分筆をして必要台数を絞れば、いわゆる、あその土地がですね、2,776平米、登記面積が、でございまして、予想される単価からして、5,000万控除と1,500万控除と2種類がありますけれども、その併用を起こせば、事業認定申請を起こさなくても大丈夫じゃないですかという話を県庁からいただきました。それをもって税務署と協議をしたんですけども、厚狭税務署には、資産税担当がいますが、資産税課というのがないんです。下関の税務署に問い合わせないと、明確な回答ができないということもございまして、厚狭税務署に投げ掛けをして、しばらく時間があって、下関の資産税課の担当者が厚狭税務署に来まして、相談したところ、全国的にも、二つの目的を持った駐車場を分筆を起こしてするとか、そういったのは、レアケースで、それは認められないんだと。二つの目的を持った駐車場を一区画として、事業認定申請を起こすべきではないかといった話もありました。ただ事業認定申請を起こせば、全てが認められるということではなくて、必要台数以上のものは、公共として取得ができませんので、計画では92台というときもありましたけれども、その92台の必要性が本当にあるかないかというのを事業認定申請書に詳しく書き込んだ上に、県に提出されて認められれば所得税の特別控除が得られると。事業認定申請というのは、基本設計が上がってからじゃないと、事業認定申請を起こせないということですので、それまでは土地の所有者に対してですね、用地交渉ができない。所得税控除が得られないという確証なしに、不確定なままに用地交渉に入らないといけないということになりますので、現実的に事業を推進することが不可能ではないかといったことで、建設委員会に、B、C案については難しいというお話をしております。以上でございます。

河野朋子委員長 ということは、今のB、C案が候補から外れたというのは、その土地の売買に関して所得税控除ができるかできないかというところがネックだったという。かいつまんで言えば、そういうことですかね。ということで、その二つの案が、という理由ですか。行政側が、これが困難な理由というのは、ほかに何かあるんですか。

江澤教育長 ほかにはいろいろあります。まず当初議会に出したそれがこのところに複合施設を建てるという図面で、そしてその土地等のことについてもそういうことで計画し、出しておりますから、それを違ったものにするということは、再び議会の議決の重みということをどういうふうに捉えるかという非常に大きい問題になりますし、またそのことについて再びいろんな議論をしていかななくてはいけないということもあるわけです。ですからいろいろな理由がある中の非常に法的な問題としての一つとして、先ほどのことを挙げたわけです。

大井淳一郎委員 幾つかありますけども、そういうことは、第2回の建設委員会に出される前に精査した上で、出されるものじゃないですかね。何でB、Cが出て3回の間で、いや、実はB、Cじゃ税控除得られないんですよと。ちょっとおかしくないですか。

江澤教育長 この第2回の委員会は、実質的な第1回です。初回です。それまでは顔合わせだけです。何も話をしておりません。この回から設計会社の方も入って、話し合いをするということをアナウンスしていたわけでございます。そして設計会社のほうには、夏休みに何日に、この実質的な初回を開くから準備してくださいと。そのときに普通こういう初回では、ブレインストーミングのような格好でいろいろなアイデアを議論するということがよく行われるわけですが、その中で我々は、この議会での議論について、こういう議論がありましたといういうことを2点お知らせしたわけです。児童の安全面すなわち校内における駐車場、車の出入り等の安全面の指摘。それから学社融合ということがコミュニティスクール等で非常に盛んになっている。それを進めるにはどうしたらいいのかと。そういうことが議

論になりましたと。2点をお知らせしたわけですが、それに対して、設計会社のほうは、そういうことも考慮して新たな2案も一番初回だから広く考えてほしいということで、提案があったわけです。我々は、それはこの一番最初に、もうこれしかありませんよということよりは、ブレインストーミングの形で、広くいろんなアイデアを得るためには、そういう提案も皆さんに示してよろしいですという許可を与えたわけです。初回のこういうB、Cが示された経緯というのは、そういうことです。

河野朋子委員長 そういうことじゃなくて、B、Cはもう聞きましたけれど。前回この説明は全部聞いてますよね。それがあって、この中から選んでいこうと言ってたのに、今回Aだけに絞られた理由が、今言われるように土地を売られる方の所得税控除が大きな原因で一つに絞ったと言われたんだけど、そういったことをその前の段階で、検討してなかったのかということですよ。そこだけでしたから。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 8月25日の建設委員会よりも前にですね、もちろん設計事務所からA、B、Cという3案を示すということを事務局に伝えられました。その案を持って、税務署にももちろん行ったんですけども、厚狭税務署では判断ができないと言われてまして、実質回答がありましたのは、9月の8日でございます。9月7日に、厚狭税務署で、下関税務署の資産税課の担当官が来られまして、教示を得たんですけども、我々それで、なるほどと思ったんですけども、その担当官が更に下関税務署に帰って、ちょっと言い戻しが8日にあったんですけども、最終的な回答としましては、9月8日に出されたということで、8月25日の建設委員会までに税務署の回答が間に合わなかったと。そういう事情でございます。

河野朋子委員長 納得いきましたか。今ので。

大井淳一郎委員 行政の都合なんで何とも言えないんですけども、話を少し先に進めますと、結局前回教育長がいみじくもおっしゃっていた児童の安全プラス学社融合と。こういうものを進めていくためによりよいものということでB案、C案と出てきた。ただそれよりも個人の土地を売られる方の税控除ができない。個人の事

業のほうが、上回ったと判断しての、こういった決断だったんでしょうか。ちょっとそこをどう思われますか。（「そこはかなり問題だと思えますよ」と呼ぶ者あり）やはり子供たちのために、きちっといいものを造ってもらうというのが必要じゃないですかね。土地の所有者もそうした子供たちのために自分の土地を提供してあげますよというわけで、別にもうけようなんて思ってないはずですよ。ちょっとそこは、そっちが上回るんですか。税控除のほうが。そこをまずお伺いしたいと思います。

河野朋子委員長 そうですね。その辺りどうですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 この事業を推進するに当たって、土地の購入ができるということが、まず第一の条件でございます。もちろん土地所有者ともですね、交渉を何度か行っておりますけれども、税控除を得るためにはですね、正式な事前協議を税務署に行って、価格の提示を含めた所有者に対する申出から6か月以内に購入が果たせないと税控除を認めないとか割とですね、租税特別措置法における税控除というのは厳しいものがございます。で、そうしたものを含めながら税控除要りますかね、要りませんかねというのが、なかなか交渉上難しい。実はですね、土地所有者の方が、かなり高齢の方でございます。で、土地の価格についても、まだ不動産鑑定をお願いしたばかりでございますので、事実上まだ提示するものが何もない段階でございますので、そうした不確定要素がたくさんあるところ、第一条件をまずクリアしないといけないということからですね、不確定要素が非常に多いということからA案しかないんじゃないかといった説明を建設委員会に行ったところでございます。

大井淳一郎委員 今の質問で、臼井さんは事情はそれでいいんですけれど、教育長はいみじくも前回は、学社融合と安全を考慮すればということで、強い思いがあったと思うんですが、この税控除という理由で、ぱっと引かれるのは、それでいいんですか。ちょっとそこを。

江澤教育長 子供とか地域のため、ひいては市民のためというのが、一番重要なところ

だと思えます。しかし、今言ったように、土地を譲っていただけて初めてこの事業が成立する。そこに不安な要素があったり、それが若干難しくなりそうだというようなことがあったりする場合は、やはりそのところは難しいんじゃないかなというふうに判断しました。

大井淳一郎委員 少し立ち入った話になるかもしれませんが、土地の所有者は、控除が得られないなら、売らないよなんていうほど強く言われたんですか。そういった事情があったんですか。

河野朋子委員長 なってるんですかね。その辺の土地売買の契約というか、どういう条件で売るとか売らないとかいう話がもうあったんですか、事前に。その辺どうなっていたんですか。別に責めてるわけじゃなくて、私たちも審査した手前、そういうことがある程度きちんとできると思って議決もしましたし、そういうふうに理解をしていたんですけど、ここにきてそういう控除が得られないからというふうな変更をされることに対して、ちょっとどうなったのか、教えてください。

白井社会教育課課長補佐兼青少年係長 何度かですね、土地所有者にお会いする中で、もちろん企画から引き継いだときにはですね、おおむねの所有者の了解をいただいておりますということで、我々も了解があったということでお会いしました。が、やはり明確な回答は、土地所有者はされませんでした。埴生の地域のためにですね、土地の売却をお願いしたいといった話を進める中で、それは十分事情は分かったと。聞き置くといったような対応が当初でございます。それから何度かお会いする中で、事業の必要性であるとか、事業の効果であるとか、そうしたものを所有者に訴え掛けておるところでございます。もちろん土地の測量の結果も出ておりませんし、土地の鑑定評価も出ていない段階でございます。この事業は、平成31年度末までの特例債を財源とした事業でございますので、スケジュールがきつきつの中で、今交渉を延ばして何とかとかいった猶予がないところでございます。もちろんですね、私のレベルでこういうお答えをしていいかわかりませんが、給食センターのように、教育効果が非常に、この埴生に関してですよ、上がって、あるいは予算の削減も果たせて、合理的な理由という

ものが、議会に諮るべき合理的理由というものが、あればBであれ、Cであれです。補正のお願いをすとかいうことも考えられたとは思っています。地元の建設委員会あるいはですね、設計事務所からの説明を経て、十分にB、C案に有効な効果、非常に最大な効果が得られるという確証を我々が持ってですね、更に財源という意味で、有利なことがあるといった合理的理由がはっきりすれば、更に議会にお願いするというのもですね、考えられたとは思っていますけども、いかんせんスケジュールの中で、非常に厳しい。しかし、スケジュールの中で、この事業を完遂するといったことをですね、いろいろ考えながらですね、やはりB、Cが非常に厳しいものがあるろうといったことの判断からですね、ここまで詳しく建設委員会に対しては言っておりませんが、そうした内部の検討の結果も踏まえてですね、B、Cはない。もちろん議決どおりのA案で進めていくほかはないですね。設計事務所はですね、あくまで建築基準法にのっとって、適合する案として出してくてますので、それ以上のことはなかった。その実現可能性をですね、ずっと探った上で、9月21日の建設委員会に報告したといったことをごさいます。

笹木慶之委員 もう一点農地転用の問題があるでしょう。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 農地法ですね、5条転用のことを笹木議員さんは、おっしゃっておられるとは思っていますけども、一応公共施設の場合は、原則、例外でございます。いわゆる5条例外。ただし、学校については、例外の例外で、5条転用が必要となります。B、C案のような駐車場の中で、大半が学校関係者の駐車場ということになれば、実は、当初予算に入っていない5条転用に係る経費を上積みしないといけないといったことまでは分かっておりました。以上でございます。

大井淳一郎委員 5条転用ですけども、今問題になっている前の土地ですね、あそこは農地ということで、そこも転用の対象なんですか。ちょっとそこを確認。転用の対象となっている土地なんですか。今、問題となっている。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 5条例外が適用されるということでございますので、転用の申請は要りません。ただ農業委員会に、協議は必要でございます。

大井淳一郎委員 農地転用の対象ということ。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 そうです。登記地目は、田んぼでございます。いわゆる休耕田。手続的には協議のみでいいということです。A案の場合ですよ。

河崎平男委員 いろいろとですね、そういう調査をする中で、そういう問題が出てきた。またですね、これがいろんな申請手続に入って、またいろんな問題が出てくる中で、31年度の合併特例債の有効活用までは、間に合うんですか。ちょっとその辺がですね、いろんな課題が出たときに、何か日程的にですね、間に合うかなちゅうような、ちょっと不安を感じるんですが。いかがですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 31年度末までには、まだ40か月ございまして、十分その中で吸収できようかなというふうに思います。

河崎平男委員 そしたらですね、当初からの建設委員会に投げ掛けられたC案というのは、何年ぐらい待つんですか。待つ時期が遅れるちゅうことはできるんじゃないですか。31年度まで。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 平成30年度、31年度で、建設工事をする。その前の29年度に土地の埋め立てをしなきゃいけないと。それまでに土地を購入しなきゃいけないといったことで、土地を購入するに当たっても、ちょっと7月に議決をいただいて、B、C案の検討もございましたので、ちょっと今非常に、個人的には苦しいとこでございます。というのが、土地収用法上の事業認定を出して、承認を受けた後にですね、正式な土地の購入といったことになりますけれども、それまでに基本設計が上がってきて、もろもろの協議が調ってじゃないと

県に出せない。県に出して標準処理期間が90日だったと思うんですけど、それだけ事業認定申請の承認を得るのにですね、時間が掛かるといったことを踏まえると正式な土地の本契約はいつできるのかといったことは、今のA案のまま進んでも非常に厳しいものがございます。その中でB、C案ですと、当然補正ということも出てくるでしょうし、そうしたものを今スケジュールの中でですね、税務署からの回答があって、なおかつ事業認定申請を駐車場で92台が県に認められると確証のないまま、用地交渉を行いながらしていくというのは、ちょっと29年度ですね、土地の造成をにらんだときに、非常に厳しいものがあるのかなというふうに思っています。

大井淳一郎委員 ちょっと確認したいんですけど、まだ40か月あるようなことを言われましたけれど、これはですね、議会側が、これ賛否分かれましたがけれども、賛成の方の討論の中では、もう一刻の猶予もないと言ってることがあるんで、40か月あるというような答弁はちょっと訂正していただきたいと思うんですが、どうですか。

白井社会教育課課長補佐兼青少年係長 今、済みません、私が申し上げたかったのは、実は今年度御承認いただいた28年度予算を繰り越す可能性があるということと言いたかったんです。これはもう正直に申し上げます。先ほど言ったように、7月に議決をいただいて、基本設計がまとまって、事業認定申請を起こして、90日後に本契約をして、土地の支払いを所有者に起こすと。それが29年の3月31日までに、間に合うぎりぎりのところがございます。ですから28年度を繰り越さないでそのまま執行するというのが本当にぎりぎりなんだと。ただ繰り越したからといって、29年度の造成が間に合わないかという、そういうことはございませんので、そういうことを申し上げたかったということでございます。(発言する者あり)

江澤教育長 議論がちょっと錯そうしているので、整理させていただきますと、あと日程が十分あるということにはございません。今までの説明どおり非常にタイトなスケジュールでございます。この中には、用地交渉という非常に不確定な要素もありま

す。これを確実なものとして、組み立てていかななくてはなりません。そういうことも勘案しますと、もう本当に時間が余らないという状況でございます。そういう中で、用地交渉に時間が掛かりそうな、そしてその前にいろんな時間が掛かりそうな、掛かりそうなとか、もう掛かるという状況が判明し、そのリスクを負うべきではないというふうに判断したところでございます。

岡山明委員 教育長、言われたんですけど、リスクを抱えられない。それが一番理想なんでしょうけど、先ほどから話をされて今回の給食センターも一緒なんだろうけど、ある程度こう最終的に1か月半延びていると。そういう状況の中で、今回所得控除、買われる購入者の。その部分で購入者の所得控除が受けられる半年程度でうまくいけば可能性としてはあると。そういう状況の中で、そのいつまで実際問題こう本当に予算を繰り越せばという状況の話もされましたので、そういう状況になると本当に子供たちに、教育長が言われた安心、安全なおかつ学社融合、そういう状況の中で、これが本当の最終的な期日なんだと、そういうタイムスケジュールも、私たちは今見たら何もないんですね。そういう資料が。じゃあこういう資料をもらってもらった状況の中で、ここが本当の最終タイムリミットと。それをタイムスケジュールのような形で出してもらって、いろいろ前回の委員会は、A、B、Cから選んでください。今回もうAがなくなりましたからBからやりなさい。ぱっともろうたら、これグラウンドのレイアウトの訳分からんような体型できると。それはちょっと申し訳ないですけど前回の給食じゃないですけど、気が付いたら訳の分からんようにという形で何か本当、議案が吹っ飛んだって、ちょっと言葉は悪いんですけど、そういう状況で私たちは、一生懸命やった分が、結局何も、これは私じゃなくて、副委員長がしゃべるんじゃないかと思ったんですけど。そういうような形で、やっぱり自分たちの委員会じゃないですけど、やっぱり委員会としてこうある程度そういう審査しとる状況の中で、やっぱその辺のやっぱ思いもしっかり見ていただいて、まあある程度の修正した会議ではタイムスケジュールじゃないんですけど、最終の、最新のタイムスケジュールを出していただければと私は希望するんですけどね。いかがですか。

江澤教育長 全体的なところで、建設委員会のほうには、大まかなタイムスケジュール

というのは示してるんですが、それによるとまず、実質的な初回には、いろんな案をとにかく皆で話し合うと。それを形として見せて話し合うと。しかしそこでどれがいいかとか、まあ決を採ったりなんかということはしませんと。次回のときにそのゾーニングを決定します。すなわち今回です。9月21日には、決定します。そうしないと間に合いませんと。そして次回、その次には学校の教室等を決めて、1月の終わりには、もう最終で決まると。そういうスケジュールを示しております。ですから我々とすればスケジュールどおりにいっているわけで、この21日にちゃんとそのゾーニングという大きなものを決定して、その次の今度は細かい、まあ細かくはないんですが、その部屋の配置とか、いろんなことに進まなくてはいけません。そういう状況の中で、そのときにはもう決定するという事は伝えていたわけですから。

河野朋子委員長 スケジュールは今分かりましたけれど、前回のときにA、B、C案でどこがメリットがあるとか、すごく対比表があったじゃないですか。じゃああれは何のために作ったのかということですよ。本当に可能性のないものをなぜそういうふうに対比して、多分建設委員会の中でも、どれがいいだろうかって決は採らないにしても、皆さん意見をすごく持ってらっしゃったと思うんですけど、建設委員会に、今回やはりA案にしましたって言ったときに、委員から何でこうなったのかとか、そういった異論というか意見はなかったんですか。私たちはすごい違和感があるんで。

江澤教育長 例えばいろんなものを市民と一緒に作っていく場合、予算のことは今回は棚上げしておきましょうとか、そういう議論でアイデアを膨らませていくということはあるわけです。もうこれしかありませんよと。それは初回です。そういう議論よりも議会で議論があった、その2点についてということを経営者に伝えたら、設計業者はいわゆるよくある手法の一つとしてそういうものを形にして、そこでいろんな人のその人たちの意見を聴いて、そしてその実現可能性を詰めていくという手法をとったわけです。ですからそのときにこれは予算がどうなる、こうこうで実現可能性はどうなんですということは、その時点では言うておりません。いろんなアイデアを示して、そしてそれについてたくさんいろいろ聴くと。御意見を聴

くと。実際そのためにですね、今回9月21日の建設委員会では、校舎の前の駐車場は、PTAの方が、やはりやめたほうがいいんじゃないかと。この前のBとかCのように、ああいうふうな形のほうがいいんじゃないかとか。そういう意見が幾つか出されたわけです。それはああいうふうな形として見せたことによって、その人たちもこういうメリットがあるんだということが分かったと思うんです。そのために設計会社は、いろんなアイデアが広がるようにされるものと思っております。

河野朋子委員長 ちょっと今の答弁むなしいですよ。そういったいい加減のところ、私たちの委員会に対してもA、B、Cどれかを皆さんの意見を出してください、聴きたいですと、部長もおっしゃったじゃないですか。そんな夢のような話をまだ実現できるか、できないような話をここに持ってきたわけですか、前回。余りにもそれはむなしい答弁だと思いますよ、今のは。というか、持って行き方がおかしいからこうなったんじゃないんですか。きちんと計画的にいろんなことを確証が得た後で、ああいう案を出すとかいうことをしないで、ただ単にそういう夢のようなものを出して、やっぱりこれは無理でしたって言って、これしかありませんと出されたほうの立場を考えてください。私たちももう何か訳が分からなくなりました。少しでも市民にとって良くなるほうが私はいいと思いますし、進め方がまずかったことに対しては、反省してもらわなくちゃいけないんだけど、結果的には、良くなってほしいので、一生懸命委員会としても、そういった協議をしようと思って努力してるわけですけど、どうも今の説明は私としては、ちょっと、済みません、個人的なところで言ってしまいましたけれど、委員の皆さんどうですか。済みません、一人がしゃべって。

笹木慶之委員 確かにいろんな事業をやる中で、難しい問題が随分あると思うんですよ。ただ事業の進め方の組み立て方がね、ちょっと急ぐものは急いで、全部整理をした中で進めていくというね、選択肢を出していかないとやね、これ今回だけに限らずね、私も大きなプロジェクトを随分やりました。文化会館も、実はやりましたけれどね、一番最初に条件設定で調査しなくてはならんことをそろえた上で計画に入っていくと。確かに土地を買うというのは、地権者がいますから必ず地権者から買える条件ですよ。価格の問題はそうでしょうけど、これ別問

題でしょうが、税法上の措置というのは、これは当然のことなんですよね。公共用地の収用で。税法上の措置を適用するちゅうのは、これは公共用地を買うときに絶対たる条件です。だからこれは相手方が無理を言ってるわけじゃないわけですよ。だからそのことも含めた中で、こういうケースはこうなるんだというのは、やっぱりよく整理をした中で、確かに業者が出してきたかもしれませんが、これはこの条件で適合しませんねというのを、やっぱりもうその時点でブロック掛けていかんとですね、今後の問題もその辺りの順番を間違うと、こういう結果が出てくるといけないかなというふうに私は感じましたがね。だから大変きつい、タイトな事業計画の中でね、かたや合併特例債のことがある、それから中学校との移転の問題もある。それから今の埴生支所のね、建て替えの問題もある。で、複合した問題だから厄介な部分があると思いますが、それをよく整理をされて提案なり、話を進めていかんと、今みたいな混乱が起こってくるというか。決して、一生懸命やっておられることは、分かるんですよ。だからそこは歯車がね、私は狂っているような、うまく回ってないような気がします。だから今回これを契機としてはあれやけど、どこかでやっぱり正常に戻していかんとね、やっぱり信頼関係ですからね。だからそれをひとつお願いしたいと思いますがね。もうそれ以上のことを言っても仕方ないんで。

中島好人副委員長 先ほど委員長のほうが問いかけていた問題で、きちっとした回答がないんだけど、要するに9月21日の建設委員会の中で、いろいろこういう意見があったというふうな話は設計の段階では聞きましたけれども、このB案、C案やめまして、A案でいきますといったときの委員の意見とか、そういう声とかは、なかったのかと委員長が聞いたけども、それに対して答えがないんで、そういう答弁をお願いしたい。

江澤教育長 委員のお一人から今、こういうふうに決定したと言われたけれども、その決定は、この会議でするんじゃないですか。この建設委員会でするのではないですかと。事務局の教育委員会でするのではなく、この委員会で話し合っ、どのそこのところの決定をするのではないかと理解してたんだけど、そうではないんですかという御質問がございました。それに対して、この委員会の要綱を示し

ながら、この委員会は決定機関ではありません。皆さんの御意見を聴くところで、そしてそれは教育委員会で決めるものですということをお答えしました。それで分かりましたということでした。

中島好人副委員長 一番ね、大事な点は、きちんとこういう意見があったということはね、ここで出してもらわんとね、自分たちの都合の悪いことは黙ってて、実際にA、B、C案を見せて、どうですかと意見をいっぱい聴いてきたわけでしょう。8月の25日に聴いてきて、こういう意見がありましたと報告があつて、いきなりやめましたっちゅうことが、一般的に納得できないから、どうしてですかとか、いろいろこう意見が出てくるのは、誰が見ても分かるでしょう。ですから、そういうのがなかったかって改めて聞かんにゃ言わないっていうかね、僕はそういうのが今のね、教育委員会のね、表れているんじゃないかと思うんですよ。それでもう一つは、要するに所得控除が得られない、要するにね、教育施設とか、福祉施設とか、そういうものを建てる場合には、工事があるわけだけど、やっぱ駐車場自体では、工事はもらえないと。そういう関係で、先ほど説明では、5,000万と1,000万と合わせて6,000万ちゅうことなんですか。ちょっとその辺の額はどうなんですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 先ほど申し上げた5,000万と1,500万というのは、租税特別措置法に基づく5,000万控除と、公有地の拡大に関する法律によって、それも租税特別措置法ですけども、1,500万の控除というのがあると。で、学校の建設事業は、特掲事業ですので、事業認定申請を踏まなくても、無条件に控除されます。ですが、複合施設のほうは逆に、事業認定申請を踏まないと、控除は得られないと。事業認定申請を踏まなくても、1,500万控除に収まる土地の買収の面積であれば、それをせずにですね、県に提出せずに、税務署で控除を得られるとといったことで、分筆をして、必要数量を定めたらいいじゃないかというのは、県から逆に、まあちょっと言われたんですね。で、その案を持って、税務署にお願いしたけれども、二つの学校と、複合施設という二つの目的がある駐車場であっても、分筆は認められないと。一つの区画の中に、二つの目的があるとして、事業認定申請を起こしなさいといったことだったんです。で、事業認定申請における駐車台数の必要数量といったもの92台が、

まだ県に出してない段階で、確実に92台が認められるということが、まず不確定。で、92台が認められなければ、例えば80台でいいじゃないですかと。公共がそんなにたくさん92台も買わなくてもいいですよと、県から言われると。例えばそれが80台とすれば残りの12台というものは、税控除を得られないものだと。いったこととございます。そうすると用地の交渉に差し障りが出てくるということで、この短い、残り40か月の中で、そういう交渉もしながら、B、C案を検討することが、非常に難しいということで、A案になったということです。

中島好人副委員長 何かこの今の論議は、埴生の複合施設の話が出たときのような問題でね、どんだけ埴生の複合施設の問題でね、現地に行って、いろいろ話して、資料としては、これだけもあるよ、僕らも。全部の意見交換会の資料からして。それを今になってね、こんな初歩的な話みたいな話でね。それで今まで委員会でも積み上げてきた中身を、あっこ、現地も行って、ここは安全じゃないから、もうちょっと広げんにゃいけんとか、そういうふうにしたきた。また子供たちに戻って、またひっくり返してよ、今までのこの審議過程が何だったのか。どういうふうを考えるのか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 7月に議決をいただきまして、1月の初めぐらいには、基本設計が仕上がり、事業認定申請を起こして、年度内の用地の購入ができるよとということで、7月にスケジュールを示してですね、予算をお認めいただいたと。で、基本設計を立てるに当たっては、ゾーニングから始まって、グラウンドレイアウトであるとか、部屋の中身、複合施設、学校ですね、諸条件も、整地とかいうのをずっと詰めながら、12月の終わり、あるいは1月の初めまでにですね、基本設計として仕上げていくと。で、時間がないながらもですね、地元の建設委員さんを入れてですね、通常どおりゾーニングから話し合いを始めた。その中で県とも協議がある程度調い、農業委員会ともある程度話が進み、しかしながら税務署の回答が得られないまま、8月25日を迎えたといったところですね、A、B、Cの複数案のゾーニングをお示しするほかなかったといったことで、委員長や副委員長がおっしゃいますようにですね、大変不手際と申しますか、不細工なことが起こりましたけれども、そうした事情でございます。

大井淳一郎委員 ちょっと確認ですけど、基本設計の後に事業認定申請されると言っただけで、今、事業認定申請をしなくても税控除を得られるという答弁からすると、事業認定申請はしなくていいんじゃないですか。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 A案の場合は、複合施設でございますので、事業認定申請を受ける必要がございます。学校施設の場合は、事業認定申請を受けませんので、例えば北側なんかは、事業認定申請を受けないまま、税控除が認められますので、これは出しません。

大井淳一郎委員 と言うことは、複合施設であれ、駐車場であれ、事業認定申請は必要であるということですよ。ただ駐車場になると、必要性って、これは申し訳ないけど、前から言ってるように、あそこに92台要るのか、100台要るのかちゆうことは、常々言ってきたので、そういうのが見えてくるのが嫌だから事業認定しないんですか、ちょっとそこを確認したいんですが。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 事業認定申請そのものがですね、非常に実は件数が少ないんですね、道路法とか河川法なんかによる道路なんかはですね、事業認定申請を起さなくても、もう無条件に税控除を得られるわけです。いわゆる特掲事業。で、これですね、遡ること平成6年か、7年かですかね、厚狭駅前駐車場、今、都市計画が駐車場特会で、いろいろ報告を議会にしてるかと思いますが、あの駐車場を取得する際に、事業認定申請を起こしております、合併前の山陽町において。そのときにはですね、それだけの必要台数が要するという論理を立てるために、乗降客数が幾らとか、そういうのを全て積み重ねて、それだけの土地を購入する必要があるといった資料をそろえて県に出しております。同様のことをするんですけども、確約はないわけですね。92台を今の例えば埴生小学校の台数と中学校の台数と公民館の台数を入れてですね、何ぼ要りますって、我々としてはですね、今から利用の促進を図って、利用者がたくさん増えると。むしろ足りないぐらいで、地元の方が、駐車場がないがゆえにですね、徒歩とか自転車で来られるといった実態と、入れて説明がかなう

かどうかといったところも含めてですね、不確定要素が非常に強いんだと。もしそんな92台も必要ないですねという判断になったときに非常に困るなど。そういうことがあって、断念せざるを得なかった。スケジュールとともにですね。

河野朋子委員長 聞けば聞くほどお粗末だと思いますよ。今の本当に。申し訳ないけど全然説明が余りにもちょっと建設委員会の方に対しても、この委員会に対してもちょっと納得がいてるとは思いませんし、進め方がまずいという一言ですけどね。

河崎平男委員 この埴生地区の公共施設に関わる他の山口県のですね、関係機関として、農業会議とかですね、税務署も関わる、それから教育委員会、道路関係、いろんなもので、他の関わる課は、事務分掌として何課ぐらいあるんですか。その辺から詰めていかんとまた何かは抜けちよったとかですね、その辺があったら本当また工事の進め具合、進捗状況も変わると思いますので、たくさん関わると思うんですよ。その辺はよく内部協議してやっていかないと、大変なことになると思いますので、これ要望です。

大井淳一郎委員 全体工程表は、以前、カラーで出していただいております。ところが、その後を受けてですね、BやらCやらが出てきて、またAに戻ったとか、いろいろ二転三転しておられますが、それによって岡山議員が懸念されるのは、それによってこの工程も狂いが生じてるんじゃないかということ懸念して言われたと思うんですが、その点はいかがですか。カラー刷りのね、工程表。(発言する者あり)

河野朋子委員長 同じでいいんですかね。以前出していただいたので。

江澤教育長 この工程表のとおり現在進めております。これがきちんとこの工程表のとおりになるように、これからも努めてまいります。

河野朋子委員長 変わらないのは、いいんですけど。それもまあ工程もいいんですけど、

何度も繰り返しますけど、余りにも、しかもそうやって三つも案を出されて、皆さんの意見を聴いて、どんどん、でも最終的には教育委員会が決めますと言われたけど、この委員会にも意見を出してほしいと言われたし、建設委員会でも意見を聴いてますと言われた中で、元に戻ったその経緯もちょっと余りにもお粗末じゃないかということ、ちょっと繰り返し言わせていただいたわけですけども。より良い案になったほうがいいというのは、本当皆さん同じだと思いますし、少しでもいいものになってほしいということは、変わらないんですけどね。

中島好人副委員長 前回いろいろ何ちゅうかね、もう話しましたけども。教育長はね、こう言ったんですよね。思い出すとね。子供にとって一番いい案をやりたいと。だから今一番いい案はA案というふうになったんですか。子供にとって。

江澤教育長 それは実現可能性も含めて、子供にとって一番いいと言わなければ、実現可能性がないものが教育的効果だけですばらしいというものでは、それは子供にとって一番いいというものではないと考えています。そういう意味で、A案であるというふうに結論を出したわけです。

大井淳一郎委員 ちょっと待ってください。そうなるそうですね、例えばこの買おうとしている土地に重大な土壌汚染があったとかね、そういったことであれば分かるんですけど、申し訳ないけど控除が得られない、そういった事情でしょう。しかも事業認定申請をして92台必要なんだということを説得されればいいんじゃないですかね。そうすれば控除が得られるんですから。僕は別に控除なんか要らんとは言いませんよ。所有者も所有者の立場がありますから。時間的な問題なんですよけどね。ちょっとそこは最初からB案、C案出さなければいいという話になりますよね。

和西社会教育課長 8月25日に、B案、C案を出す前に、その辺りの精査をした上で、建設委員会あるいは委員会に案を出すべきという御意見は、本当ごもっともだと思いますし、当然そうすべきであったというふうに感じておるところだったんですが、スケジュールを考えますと、先ほど来、臼井が言っておるとおり年内には基

本設計を上げなきゃいけない中で、アイデアをいただく必要があったんです。つまり何を申してるかと言いますと、設計会社が8月中頃にB案、C案というのを学社融合と安全確保というので出してきて、この案を、そういう税関係とかを、こう踏まえて、みんなに公表する時間がない中で、とりあえずちょっと出してみ、このB案、C案の、こういう案を基にして、アイデアをいただきたいというために、ちょっと出したということについては、不手際をおわびしなきゃいけないんですが、これが仮にもう少し時間の余裕があれば、その辺りの精査をした上で出すことができたのかなというような、今、振り返って反省点としては感じているところです。本当に申し訳ございませんでした。

笹木慶之委員 だからね、私さっき言ったのは、可能性があるものの中で、案の意見をいただくという形をとらんとやね、混乱だけを起こしてね、ということに終わってしまうわけですよ。だからこれから先も進んでいく問題があると思いますが、やっぱり正常な事務手続の中でやる中での案を求めるといふか、それはね、きちっとやっぱり教育委員会の中で調べていかないと。これ今後の事業も一緒だと思いますよ。だから急ぐ気持ちも分かるけど、それから逆に広く意見を聴こうという気持ちも分かるけど、できないことを聴いてもどうしようもないじゃないですか。だからそれはやっぱりしっかり体制固めをしてほしいと思います。私は一生懸命やっておられることは分かるんでね。やっぱりそのところは評価しながらね。期待だけ持たせたら、やっぱりまずいよ。

河崎平男委員 ほかのところも聞いてもいいですか。2ページのところにですね、グラウンドレイアウトということで、お示しをされております。そういった中で、当初計画案には、メイングラウンドが南、サブグラウンドが北、今後はですね、レイアウト1、2、3案とも全部サブグラウンドが南、またちょっと計画的に場所が真反対ということですが、何か理由があるんですか。

森重教育総務課主査 議決を確かにいただいたのは、この当初計画案なんですけれども、小学校の校舎が南側に増築で付く関係上、小学校用のグラウンドについては、南側そして中学校用の大きいメイングラウンドについては、200メートル

のトラックについては、北側がよいのではないかなということで、今回御意見をですね、建設委員会に聴いたところでございます。これにつきましては、また意見を聴きながら、教育委員会内部あるいは設計事務所と長所、短所、いろんな意見がございますので、次回の建設委員会で方針の決定の報告をしたいと思っております。大きな理由につきましては、小学校の児童棟の近くにサブグラウンドを持ってきたということが大きい理由でございます。

河野朋子委員長 結局確認をもう一回したいんですけど、所得税控除の件ですけど、これが得られないと、地権者というか、売ることが難しいというような意思表示をある程度いただいているということですかね。

和西社会教育課長 先ほど臼井が申しましたけれど、実はこの業務を引き継ぐときに、かなりいい感触をいただいているというのが我々の中であったんですが、私も実際一緒にお会いして、2回、3回かな、お会いしたんですが、まだその辺りの条件提示をまだきちんとできるまでには、まだ話が詰まっておりません。そういった中で、今回の5,000万控除と1,500万控除の話は、かなり大きな条件として、ウェイトを占めることになるかと思えます。仮に1億の土地があったとして、それが5,000万控除されるのと1,500万控除になってきますと税額が全く違ってまいります。その辺り税務署のほうの見解等が、はっきりしない中で、土地の交渉に今から当たっていく上でスケジュールがやはり足りないというのが実際のところですよ。やはりここで方針を決め込んで、やはり所有者との交渉に当たっていかなきゃいけないというのが、実際のところかと思えます。

大井淳一郎委員 確認ですけど、B案、C案、フライング的にちょっと勇み足になってしまったけれど、これは引込める。今後はA案をベースに、今ね、グラウンドレイアウト1、2、3、これは建設委員会で議論していただければいいんですけど、それをベースにやっていくということでいいんですね。それともう一点、家屋補償の算定が、この前入札がありました。これに基づいて補償がされるんですが、これは出された客観的な額に基づいて補償するので、別に相手がどうのこうの言うものではないということによろしんですね。

臼井社会教育課課長補佐兼青少年係長 家屋算定についてはですね、用対連基準に基づいた移転保証額を算定する業務でございまして、それについては所有者に了解をいただいております。倉庫と中の動産の移転も含めてのことです。倉庫の鍵までもうお借りしております。

和西社会教育課長 A案で進めることにつきましては、今後この方針に基づいて、手続に入っていきます。お示したスケジュールに沿って、進めていきたいと思っております。

大井淳一郎委員 それであれば、これはもう前から言ってるんですけども、A案で行くならば、駐車場が校門をくぐったところにあります。実際建設委員会の委員の中でも、その辺を危惧する意見もあったと今、答弁がありました。そこら辺を配慮されて、本当に必要な台数は確保しなくてはいけないけれども、それと児童の安全をしっかり天びんに掛けて、天びんに掛けるというか、児童の安全のほうを本当に優先して進めていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

江澤教育長 先ほどの報告にも申しましたように、Pの親御さんのほうから、児童棟の前の駐車場は、安全面又は授業等について、何とかやめることはできないかと。その前に示されたBとか、Cのああいうふうな格好でできないかという御意見があり、他の人も駐車場が本当にそれだけ要るのかと。あそこの台形というふうにその人は言われたんですが、台形の部分のところは、やはり車を止めるのではなく、もっと有効に使用したほうがいいんじゃないかという、そういう意見をかなり言われました。そのことについて、現在教育委員会内部では、検討をしているところですが、その御意見は重く受け止めておきます。

岡山明委員 今、教育委員会の中で、内部でも検討すると言われたんですけど、B、C案は、外部に発注された建設会社に設計されて、最高の形で出てきたと。そういう状況の中で、今回A案でということで、A案は結局教育委員会の方針です。え、考え方です。それを外部のそういう設計会社のほうにA案としての最

善策と。もうB、Cはないと。A案で最善の形で設計会社に依頼するという事はないんですか。今、それとあくまでも教育委員会の中での設計という形でありま
すA案に対しての外部発注はないんですか。

江澤教育長 今、委員さんが言われたことで設計会社も進んでおります。設計会社も
前は、きちんとそこに出席されてますし、東京のほうからも来られております。
そしてその前には、教育委員会がA案で決めるので、そこで最善を尽くしてくだ
さいということは伝えております。ですから設計会社のほうは、その中でどうい
うふうに皆さんの意見を反映させながら最善のものができるかという、そういう提案
をこれからされていき、教育委員会とやり取りをしながら決めていくということにな
ろうかと思えます。

岡山明委員 そういう改善を今、ここに私見たのは、あくまでもこのグラウンドのレイアウト。
じゃあ安全とか言うたときに、じゃあ入る場所、全然見直しも何もないとあくま
でもこれは学校施設のグラウンドの分でそういう形を変えてる。じゃあ私たちが
今回やってるのは、複合施設ですよ。複合施設の話の中で、じゃあ入り口と
かその辺の、全然話がないと。学校の話をして今日しよるわけじゃないんです。複
合施設ですよ。複合施設の中で、じゃあ入り口の道をもうちょっと拡大するとか、
全然、グラウンドのレイアウト、何ですかそれ、学校の施設の話じゃないんですよ。
ちょっとしつこいんですけど。複合施設の話なんですから。

尾山教育部長 この2ページは、グラウンドのことを協議したいということで、グラウンドだ
けに焦点が当たるような書き方になっているものでございまして、決して国道か
らの進入路とかを軽視してるわけではございません。それを協議するときには、
しっかりとそこをクローズアップした資料を用意して、また後日の会議に、
建設委員会になりますけど、そのようにして今月は何を議論する、来月はこれを
議論するというふうな段取りで最後を仕上げていきますので、9月のは、こういう
グラウンドのレイアウトを協議するという事で進めさせていただいたので、申し訳
ございませんが、進入路とかが、ちょっと今データがここには載っていないとい
うだけでございます。済みません。そのように御理解いただけたらと思えます。

中島好人副委員長 グラウンドのレイアウトとかね、そういうところは建設委員会でね、しっかり皆さんの要望とか、意見とか取り上げるんだけど、根本的な問題、いわゆるAを審議してたのが、B、Cって全く違う問題についても、建設委員会が先にね、提案して、その後に総務に、こういうのを提案しましたみたいな話は、全く総務委員会をばかにしちよると、委員会をばかにしちよると言わざるを得ないと。ですから順番が間違ちよるんじゃないかと言ってる。根本的なね、変更するような今までの路線から変わるような中身についてはね、もっと委員会を尊重してほしい。ないがしろにしないでほしい。

江澤教育長 分かりました。今後はそういうことはありません。と言うのは、先ほどから申してるように、これは実質的な初回だったから皆さんにいろんなアイデアのために、お示したということで、次回からはもう初めのスケジュールに沿って、これを決め、これを決め、これを決めということで、それ以外のものを提案したり、こういうことはしません。

中島好人副委員長 僕はこのことだけを言ってるんじゃないんですよ。これからもいろいろ問題は出てくるでしょう。学校給食だってそうじゃないですか。だから今後のもとも考えて、僕は今発言しよるわけですよ。このことについてはありませんって、そのことを言ってるわけじゃないということをちゃんと理解してください。

河野朋子委員長 ほかに。大体今もう聞きましたけれども、この2回のこの委員会というのは、申し訳ないですけど、かなり時間の無駄だと思いますよ。本当に。時間とエネルギーの無駄だと思います。さっきからずっと言ってますけど、進め方をもう少し計画的にされて、慎重にいろんなことを進めていっていただくように、重ねてお願いして委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午後4時44分閉会

平成28年(2016年)9月28日

総務文教常任委員長 河野 朋子